

あいち技能伝承バンクのご案内



1 あいち技能伝承バンクとは

愛知県では中小企業の若手技能者や工業高校生等の技能向上や、各種技能競技大会に出場する選手の強化を図るため、熟練技能者を講師「あいち技の伝承士」として登録する「あいち技能伝承バンク」を創設し、「あいち技の伝承士」を講師として紹介します。

2 講師紹介のしくみ

講師紹介のご要請に対し、県が登録者の意向を確認し、対応可能な場合は、申請者に講師の連絡先を伝えます。その後は、申請者と講師とで指導内容や条件を打ち合わせてください。

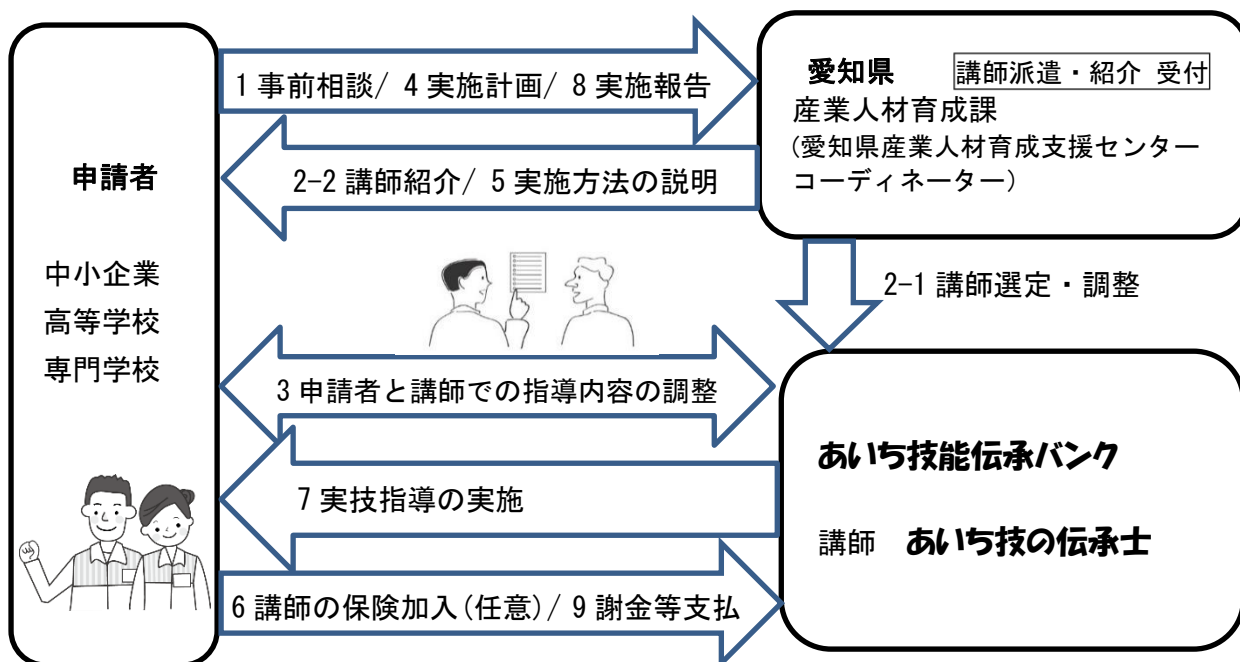
裏面の「利用相談シート」を作成の上、愛知県産業人材育成支援センターまでご連絡ください。

3 主な活用方法

- ・中小企業が必要としている従業員を対象としたオーダーメイド型の技能指導
- ・技能実習生の技能検定に向けた技能指導（日本語での指導が前提。）
- ・あいち技の伝承士派遣事業の利用企業等が追加の指導を受ける場合
- ・高等学校、職業能力開発施設等における技能指導
- ・小学校、中学校等におけるものづくり体験教室等での活動 等

（指導例）技能検定や技能競技大会の課題を教材とした指導、多能工を目指した新たな作業の座学と基本的な実技指導、効率的な作業方法を身につけるための現場指導

※厚生労働省「人材開発支援助成金（熟練技能育成・承継訓練）」を活用可能な場合もあります。



問合せ先

愛知県産業労働部労政局 産業人材育成課

技能振興グループ【制度全般に関すること】

電話 052-954-6375(ダイヤル)

産業人材育成支援センター【講師紹介に関すること】

電話 052-954-6717(ダイヤル)

Email sangyo-jinzaisien@pref.aichi.lg.jp (QRコード利用可)



あいち技能伝承バンク利用相談シート（講師紹介用）

宛先 愛知県産業労働部労政局
 産業人材育成課 産業人材育成支援センター 行
 F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 7 8

1 希望する内容等（選択箇所は、□にチェックしてください）

指導形態	<input type="checkbox"/> 実技指導 <input type="checkbox"/> 実技指導と座学		
研修形態	<input type="checkbox"/> 社内研修 <input type="checkbox"/> 合同研修（研修会名称：_____） ※複数の企業で実施する場合は合同研修にチェックしてください。		
希望講師	<input type="checkbox"/> 下記のいずれかの講師を希望（特定の講師の希望がない場合は記載不要です。） 講師氏名（_____）（_____）（_____）（_____）		
受講予定者	・所属：（_____）課・グループ・担当 ・人数：社員（_____）名		
実施目的	<input type="checkbox"/> 社員のスキルアップのための実技指導（ <input type="checkbox"/> 外国人技能実習生が対象） <input type="checkbox"/> 技能検定受検に向けた実技指導 受検予定：（_____ 職種）（_____ 作業）（_____ 級） <input type="checkbox"/> 技能競技大会参加に向けた実技指導 （大会名：_____） （参加職種：_____） <input type="checkbox"/> その他（_____）		
実施希望内容	（受講予定者に身に付けさせたい技能など具体的に記入してください。）		
指導日数、指導期間、その他希望	（時期／指導日数／平日・土日／午前・午後又は時間帯など具体的に記入してください。）		
実施場所	名称：	講師指導条件	謝金： （_____）円／回 県参考…18,000円／回（1回2~3時間程度）
	住所：		交通費： <input type="checkbox"/> 実費、上限（_____円／回） <input type="checkbox"/> その他（_____）
	電話：		講師のために加入する保険： <input type="checkbox"/> 傷害保険 <input type="checkbox"/> 施設賠償責任保険 <input type="checkbox"/> 講師に賠償責任を求めない
特記	<input type="checkbox"/> 過去に「ものづくりマイスター」を利用したことがある。 利用ありの場合、講師の氏名（_____）		

2 御社連絡先等

企業名 ／担当者（課・グループ・担当・氏名）			
従業員数 （正規雇用・常勤）	人	事業内容	
電話番号・FAX	—	—	—
電子メール			

（注1）適当な講師がない時は、講師紹介できない場合があります。

（注2）県は、講師紹介に伴い損害が発生した場合の賠償責任を負うものではありません。